



Title	札幌農学校の基本林と演習林の創設
Author(s)	秋林, 幸男; Akibayashi, Yukio; 門松, 昌彦 他
Citation	北海道大学農学部 演習林研究報告, 56(1), 1-18
Issue Date	1999-02
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/21445
Type	departmental bulletin paper
File Information	56(1)_P1-18.pdf



札幌農学校の基本林と演習林の創設

秋林 幸男¹ 門松 昌彦¹ 夏目 俊二¹
湊 克之¹ 高島 守¹ 高橋 廣行¹

Establishment of Basic Forests, as a part of Maintenance Fund to support the
Management of the College, and Experimental Forest of Sapporo Agricultural College

by

Yukio AKIBAYASHI¹, Masahiko KADOMATSU¹, Shunji NATSUME¹
Katsuyuki MINATO¹, Mamoru TAKAHATA¹ and Hiroyuki TAKAHASHI¹

要 旨

北海道大学の演習林はその前身である札幌農学校の時期に創設されたが、基本林と演習林の二つの名称で呼ばれ、ともに維持資金に編入されていたことは知られている。本稿では札幌農学校の基本林と演習林が創設された時の公文書を分析し、他の高等教育機関の演習林の創設経過と比較して札幌農学校の基本林と演習林の設置経過を検討した。ここで明らかになったことは以下の通りである。第一に、札幌農学校が文部省への移管によって陥った危機を乗り切り、専門学科の開設によって拡張した要因は、文部省の高等教育政策の中での札幌農学校の位置づけが変化したこと、札幌農学校の実績、拓殖政策を推進するための技術者養成、そして、札幌農学校の維持資金の存在であった。第二には、専門学科を開設した札幌農学校を財政的に支えると考えられていたのは広大な農地所有を財源とする維持資金であり、基本林はこの維持資金の財源の一つとして創設された。第三には、演習林は森林に関する教育研究に供される特別の施設であったのに対して、基本林は維持資金の財源そのものとして創設されたものであった。

キーワード：札幌農学校、帝国大学、維持資金、基本林、演習林

目 次

- I. はじめに
- II. 札幌農学校の文部省移管と専門教育の拡張
- III. 札幌農学校の基本林の構想と創設
- IV. 林学教育の開始と札幌農学校演習林の創設
- V. 演習林・基本林の名称と制度
- VI. おわりに

1998年8月31日受理. Received August 31, 1998.

1：北海道大学農学部附属演習林

The Hokkaido University Forests, Faculty of Agriculture, Hokkaido University

I. はじめに

現在、日本の国立大学は改革の渦中にあり、学部改組ばかりでなく、大学院改革が進められてきた。国立大学農学部の附属施設である演習林も見直しが求められている。他方では、地球規模での環境問題が深刻化し、景観や生物多様性の保全、森林資源の持続的利用などをめぐって長期的なモニターリングと膨大なデータの集積を必要とする研究・教育体制の整備が焦眉の課題となり、安定的な研究・教育フィールドと研究・教育組織を保有する演習林は、多様な研究・教育分野から注目されている。現在の国立大学演習林は保有規模の格差が著しく、その創設や運営の歴史的経過が多様であるにもかかわらず、国立大学の設置基準では林学科の教育施設とされている。こうした国立大学演習林の制度的な位置づけは、事業費積算と収支見合いを中心とした演習林予算の積算方法とならんで、国立大学演習林が多様な分野の研究・教育活動に積極的に対応する上で桎梏となっている。今後、国立大学演習林の見直しを進める上で、国立大学演習林の創設経過を検討するとともに、演習林の制度的位置づけや予算の積算方法の問題点を明らかにしておくことが必要である。

秋林らの報告(1997)¹⁾では、戦前期の大学演習林の二重性(基本財産と林学の教育研究施設)に注目し、札幌農学校の総合大学化—とくに理学部の創設—の中で維持資金の基本財産として果たした北海道大学(明治8年から札幌農学校、明治40年から東北帝国大学農科大学、大正7年から北海道帝国大学、戦後には北海道大学と名称が変わる。以下では北海道大学を北大とする。)演習林の役割を分析した。だが、その報告で明らかにしたことは維持資金の財源としての役割の一端にすぎない。

ところで、戦前期における大学の特別会計制度の特質であった維持資金と大学演習林との関連をはじめて明快に分析したのは鳥恭彦(1982)²⁾である。鳥によれば、「現在の大学の制度の中では、演習林は農学部の附属施設にすぎないが」、戦前の演習林は「一面で森林に関する研究教育、また造林の実習の目的に供される特別の施設であり、他面では国有財産管理や帝国大学特別会計制度の経理からみれば、大学の『維持資金』または基本財産であるという、いわば二重の性格を」もっていたと指摘している。また、演習林の創設、名称や制度について東

京大学(明治10年から東京大学、明治19年から帝国大学、京都帝国大学が創設された明治30年からは東京帝国大学、戦後には東京大学と名称が変わる。以下では戦前の名称を東京帝国大学、戦後は東大とする。)の北海道演習林と北大の雨龍地方演習林の創設経過を検討し、北大の雨龍地方演習林は、創設の当初、第一基本林と称していたが、「札幌農学校(の森林科…筆者)…が、中等学校程度から専門学校程度をへて、帝国大学レベルまで発展してきたところで、『演習林』の名称と制度が適用されたと考えてよく」、「演習林の名称や制度が当時帝大レベルのものであった」としている。

だが、京都大学(以下では、戦前は京都帝国大学、戦後は京大とする。)や九州大学(以下では、戦前は九州帝国大学、戦後は九大とする。)では農学部が創設される前に海外植民地の台湾や朝鮮に基本財産林として森林の保有を開始し、農学部を開設してから演習林としている。また、北大の事例では、後で検討するように札幌農学校の時代に創設された雨龍地方演習林と中川地方演習林は基本林、苫小牧地方演習林は札幌農学校演習林とその名称が区別されていた。札幌農学校が東北帝国大学農科大学へ昇格するとともに基本林は演習林へと名称が変更されている。現在の岩手大学や鹿児島大学の前身である盛岡高等農林学校や鹿児島高等農林学校ではそれぞれ明治39年と明治42年に当初から演習林として創設された。こうして見るならば、戦前の帝国大学や高等農林学校を前身とする現在の国立大学の演習林は、創設当初では、「森林に関する研究教育、または造林の実習の目的に供される特別の施設」でありながら、「国有財産管理や特別会計制度の経理からみれば、大学の『維持資金』または基本財産」とされる二重性をもったいわゆる演習林と、大学の『維持資金』の財源である基本財産としての基本林や基本財産林とに区分されていたのではないかと考えられる。

こうしたことを確かめるためには各大学演習林の創設経過の比較研究が必要であるが、北大演習林の創設の歴史分析が不可欠である。北大は、札幌農学校時代に維持資金の財源として広大な農場を取得するとともに中等教育レベルの林学・林業教育を開始し、専門学校レベルへと発展させ、基本林・演習林を創設した。東北帝国大学農科大学へ昇格してから林学科を設置して帝国大学レベルの林学・林業教

育を開始し、基本林を演習林に再編成している。こうしてみると北大は、戦前の高等教育機関として演習林を創設してから帝国大学に昇格し、今日の国立大学演習林にいたった歴史的経過を体現する唯一の国立大学演習林であるといえるからである。

これまでの北大演習林の創設にかかわる研究報告³⁾、⁴⁾、⁵⁾では、北大の各地方演習林の創設時期を札幌農学校が文部省に移管された時期（明治28年から40年）と東北帝国大学農科大学に昇格した時期（明治40年から大正7年）、そして、北海道帝国大学の時期（大正7年以降）に区分して分析している。有永の研究（1974）では林内殖民の研究の前提として、北大雨籠地方演習林や農場の創設経過を検討し、北大演習林は農場とともにその学校運営の基本財産として取得されたことを強調している。

これに対して小鹿の研究（1982）では、「北大演習林の創設は単に…財政上の意図ばかりでなく、他の意図も併せもっていた」として、基本的には札幌農学校としての演習林の創設と農科大学として演習林を拡大する二つの時期に区分して考察している。北大演習林の創設が札幌農学校の森林科の開設と同時に始まることに注目して次のようにいう。北海道の拓殖政策が従来の農業中心から総合的な産業発展期を迎え、林野行政、政策も保護・取締りから積極的な森林経営、森林資源開発政策へと転換し、林業技術の開発や確立を担う技術者や官吏を養成するために札幌農学校は森林科を開設して、林学、林業の教育、研究を開始した。「演習林はこの林学、林業の教育、研究の実習地、フィールドとして創設されたのであり、一面では北海道拓殖政策、林野行政上の必要性から開始された教育、研究の発展、充実に伴い拡大していった」としている。すなわち、小鹿は演習林が基本財産としての取得されたことを認めつつ、有永に比べると、当初から林学、林業の教育、研究の実習地、フィールドとして取得されたことを強調している。

だが、有永がいうように北大演習林が基本財産として創設されたのか、小鹿がいうように基本財産としての取得を認めつつ、当初から林学、林業の教育、研究の実習地、フィールドとして取得されたのかは依然として明らかではない。そして、北大演習林の創設について「…学校基本財産と林学の教育研究という二重の目的のもとに行われ…。しかし演習林創設当初、基本林と演習林の二つの名称が使用さ

れたことは、この二つの目的がかならずしも一致していなかったことを示すものであった³⁾と小鹿が指摘していることは注目しなければならない。なぜ北大演習林が創設当初、基本林と演習林の二つの名称が使用されたのか。そして、二重の目的がかならずしも一致していなかったということはどういう事なのか。この二つの疑問の答えるためには北大演習林の創設当時の経過を再検討し、維持資金と基本林・演習林の関連を明らかにしなくてはならない。

われわれも小鹿と同じく、北大演習林の創設の歴史分析を札幌農学校としての演習林の創設と東北帝国大学農科大学あるいは北海道帝国大学としての演習林の創設という二つの時期にわけて考察すべきだ考えている。ここでは今日の北大演習林となった札幌農学校の基本林と演習林の創設時の公文書を分析してその目的と経過を再検討し、そして、基本林と演習林の二つの名称が使用されたことについて考察した結果を報告する。

なお、使用した基本資料は「北海道大学百年史札幌農学校資料（二）」に所収されている資料と北海道大学事務局経理部管財課所蔵の資料、そして、北海道大学北方資料室所蔵の「札幌農学校資料」である。だが、苫小牧地方演習林の創設を示す資料は発見できなかったため、これまでの研究や既存の文献に依拠して必要な限り触れる。年号は西暦ではなく、元号を使用する。

II. 札幌農学校の文部省移管と専門教育の拡張

札幌農学校の基本林や演習林の創設を検討する前に札幌農学校の文部省への移管と維持資金の関連、そして、札幌農学校が文部省に移管してから拡張した専門教育について概観しておこう。札幌農学校の基本林や演習林は札幌農学校が文部省に移管してから創設され、維持資金に編入されていた。また、その創設は、一般に林学・林業教育の関連が強いと考えられているから、札幌農学校の専門教育、特に森林科・林学科について整理しておく必要がある。なお、明治期の札幌農学校の教育制度は変化が著しく、複雑であるから、ここでは必要な限りにとどめる。

札幌農学校は、開拓使の廃止以降、文部省ではなく農商務省、北海道庁（内閣一内務省）の管轄にとどまり、北海道の開拓に密接に関連した人材養成

の専門学校として独自の道を歩んできた。こうした札幌農学校を維持する財政的基盤として構想されたのがアメリカのモリル法によって生み出されたランド・グラント・カレッジをモデルとする維持資金であり、札幌農学校は広大な農場を獲得し、維持資金の充実を図ってきた。明治22,3年当時の札幌農学校の農場は1,235haに達し、農園、簾舞開墾地、茨戸開墾地の三つに分けられて管理されていた⁶⁾。農園は現在の北大キャンパスと農場となっている箇所に所在し、西欧農法の実験と教育・研究に利用するもので、268haに達していた。簾舞開墾地は647haで、「目下学生々徒開墾演習地」とし、将来は牧畜業を予定していた。また、茨戸開墾地は320haの湿地で、「学生々徒をして其排水法を設計し開墾法を実習研究せしめて其開拓法の他所に比して難易差異あるの点を弁別せしむる」ことを目的にしていた。

だが、帝国議会の開設と明治23年の4月から施行された「会計法」(法律4号 明治22年2月11日)と「官立学校及図書館会計法」(法律26号 明治23年3月27日)は札幌農学校に決定的な影響を与えた。初期帝国議会は民力休養を唱えて政府予算の節減を主張し、政府と鋭く対立した。このため内務省の所管にあった札幌農学校の予算は伸び悩んだ。「会計法」では札幌農学校が特別の資金を保有できなくなり、「官立学校及図書館会計法」では文部省直轄諸学校と農商務省所管の東京高等商業学校には維持資金の保有が認められ、内務省の所管であった札幌農学校は認められなかった。こうして札幌農学校は、教育・研究に関わる約90haの実験農場を残して大部分の農場を札幌農学校同窓会に移し、「官立学校及図書館会計法」の適用を受けるべく運動を開始した。なお、明治23年4月に北海道庁から約1,320haの「夕張学田地」が払い下げられたが、それは「仮引き渡し」⁷⁾であり、「目下は学生々徒の開墾実習地」⁸⁾として保有した。

そして、明治26年の井上毅文部大臣と井上馨内務大臣の会談では、帝国議会と政府の対立の中では「官立学校及図書館会計法」を改正して札幌農学校にそれを適用する事は困難と判断された。結局、札幌農学校を文部省へ移管して適用する事になり、明治28年に文部省に移管した。こうして札幌農学校にも「官立学校及図書館会計法」が適用されることとなり、維持資金を保有できることとなった。明治28年4月1日付けで札幌農学校同窓会から農地、建物

の寄付を受け、札幌農学校の土地、建物とともに明治28年4月2日に札幌農学校に政府の交付として維持資金に編入された。

文部省へ移管によって札幌農学校は維持資金を保有できるようになったばかりでなく、文部省の高等教育政策の影響を大きくうけるようになった。

札幌農学校が文部省に移管するに当たって当時文部大臣であった井上毅の高等教育改革構想のもとで工学科、そして、予科の廃止が条件とされ、外国人教師のアーサー・ブリガムが解雇されている⁹⁾。文部省に移管した後も札幌農学校は、予科の廃止に伴う農学士の学位授与権の喪失が予想される「格下げ」の危機にたたされた。札幌農学校は予科の廃止に抵抗し、中学校卒業生を対象とする中学補修科の設置を文部省に要望した。だが、それは文部省に聞き入れられず、明治29年には札幌農学校が文部省に移管するにあたっての条件とされた工学科、そして、予科が廃止された。なお、この工学科は金子堅太郎の「北海道三県巡視復命書」での札幌農学校批判に依って本科に由来からの農学科に加えて明治20年に開設されたものである。また、この時に、西欧農法を教え、北海道で実際に農業に従事する者を養成する農芸伝習科、そして、屯田兵士官を養成する兵学科を開設し、屯田兵の下士官を教育する兵学科別課生をおくことになった。だが、兵学科と兵学科別課生はまもなく廃止されている。農芸伝習科は明治32年には中等教育レベルの農芸科に再編成されたが、明治40年に札幌農学校が東北帝国大学農科大学へ昇格するに及んで廃止されている。

だが、日清戦争以降の文部省の高等教育をめぐる政策転換と北海道庁の開拓政策が積極化する中で明治31年には予科に代わる予修科の設置が認められた。このきっかけとなったのは、校長の佐藤昌介が文部大臣の浜尾新から求められて明治31年の1月に文部省に提出した「札幌農学校拡張意見書」¹⁰⁾である。「札幌農学校拡張意見書」は、井上毅の高等教育の再編政策から日清戦争以降の高等教育の拡張と実業教育の重視へと文部省の高等教育政策が変化する中で、札幌農学校の充実構想を示したものである。

その構想は以下のようなものである。北海道の農業の進歩には「高等なる実務的人物」、すなわち、農学士を養成する必要があるが、そのためには中等教育の不足を補い、本科の農学教育に不可欠な諸科学と外国語の予備課程を取得する予修科の設置が不

可欠である。また、農学士号の授与は、その称号たると学位たるとを問わず、札幌農学校にとっては死活問題であって、札幌農学校の出身者にとっては「高等の學術技芸を修得せる確証」となるものであり、札幌農学校には不可欠である。だが、予修科の設置と農学士号の授与にとどまることはこれまでの札幌農学校の状態を維持するに過ぎない。北海道の開拓と実業の振興に貢献するためには札幌農学校を拡張し、林学科、水産学科、商業科の専門学科、そして、医学科の新設が必要であるというものであった。そして、札幌農学校を拡張しても基本財産の収入が年々増大するから「国庫の歳出を仰ぐの額甚だ大ならざるべし」としている。

札幌農学校の予科に代わる予修科は明治31年に開設され、その入学資格は中学校卒業で、修学年限は2年であった。これによって本科の修学年限は予修科2年+本科4年となり、本科の修学年限は帝国大学レベル（高等学校3年+帝国大学3年）が維持されることになった。ちなみに明治期の高等教育機関の入学資格、教育課程は変化が激しく、複雑であるが、井上毅が文部大臣の時に高等中学校は中学校を分離して高等学校になり、高等学校や各種専門学校への入学が中学校卒業者を資格とするようになってくる。札幌農学校が文部省に移管した後の農林業の教育機関に限れば、高等学校の卒業生が入学する帝国大学と中学卒業生が入学してから予科あるいは予修科を経て本科へ進む札幌農学校の帝国大学レベルの教育機関、そして、中学校卒業生を入学資格とし、3年を修学年限とする鹿児島・盛岡高等農林学校などの専門学校レベルの教育機関で構成され、中学校卒業生を対象とする高等教育機関をなしていた。こうした高等教育レベルの教育機関に対し、明治32年に交付された実業学校令（勅令29号 明治32年2月7日）にいう実業学校は、14歳以上で高等小学校卒業生、または、中学校二年以上の修了生を入学資格とする中等教育レベルの教育機関である。ちなみに、文部省に移管した直後の札幌農学校は技芸学校とされていたが、札幌農学校はこの実業学校令が明治32年から適用された。それは農業学校規程（明治32年2月25日 文部省令第9号）の第一条にいう「甲種農業学校程度より高等なる農業学校」として位置づけられていた¹¹⁾。

佐藤の意見書は文部省によって認められ、札幌農学校は本科の農学科ばかりでなく、文部省に移管

してから土木工学科や森林科、そして、後には水産学科が併設されている。その開設の経過を整理すれば以下ようになる。札幌農学校は、帝国大学レベルの本科の外にそれに先立つ明治30年には中学2年終了者を入学資格とし、3年の修学年限とする土木工学科を開設した。明治32年には土木工学科入学資格を中学3年終了に引き上げるとともに、これと同等の入学資格と修学年限とする森林科を開設し、中等教育レベルの林学・林業教育を開始した。この段階での札幌農学校は帝国大学レベルの予修科+本科、中等教育レベルの土木工学科、森林科、そして、農芸科にみるように多様なレベルと内容の専門学科を併せ持つことになった。

明治35年には土木工学科と森林科への入学資格は17歳以上で中学校を卒業した者へと変更し、専門学校レベルの高等教育へと引き上げられた。したがって、札幌農学校は、帝国大学レベルの予修科+本科、専門学校レベルの土木工学科、森林科、そして、中等教育レベルの農芸科を併せ持つ教育機関へと再編成された。ちなみに明治37年に森林科は林学科に改称し、林学科と土木工学科の卒業生には鹿児島・盛岡高等農林学校と同様に「得業士」が付与された。そして、札幌農学校が大学に昇格する直前に専門学校レベルの水産学科が開設されている。

札幌農学校が文部省へ移管したのは、帝国議会と政府の対立による予算の削減、そして、維持資金の保有ができないことにあった。文部省に移管した札幌農学校は維持資金を保有できる事にはなったが、予科の廃止とそれに伴う農学士の学位授与権の喪失が予想される「格下げ」の危機に直面した。札幌農学校が格下げに抵抗し、予科に代わる予修科と専門学科の開設を主張した根拠は、一つには札幌農学校の帝国大学レベルに匹敵する実績、二つ目には北海道の開拓政策の積極化に伴う専門教育機関としての札幌農学校の必要性、そして、三つ目には専門教育機関として札幌農学校を財政的に維持するための広大な農地を財源とする維持資金の保有にあった。今日の北大演習林の大部分は、札幌農学校の専門学科の一つである森林科の開設と維持資金の財源を充実させている時期に基本林および演習林として創設された。

Ⅲ. 札幌農学校の基本林の構想と創設

札幌農学校が森林を所有して基本林を創設する意志をはじめてあらわしたのは、札幌農学校長から北海道庁殖民部長にあてられた明治32年3月13日付けの札農秘第15号「本校基本林に関する件」¹²⁾である。その本文では基本林を創設する理由と面積規模などが記載され、別紙には森林の取り扱い方針などからなる基本林の創設構想が述べられている。この基本林の創設構想をここでは基本林構想Ⅰとよぶ。基本林の創設構想は明治32年5月29日以降から8月8日までの間に一度目の変更を受けたと考えられる。それは北海道大学北方資料室所蔵の札幌農学校資料のなかに所収されている札幌農学校長から文部省大臣官房会計課長にあてられた明治23年8月8日付け「当校所属森林に関する件」の別紙として添付されている「札幌農学校基本林（『所属森林』と訂正されている。…筆者）経営概略（『の方法及其限況』と追記されている。…筆者）」¹³⁾に示されている。それを基本林構想Ⅱとよぶ。基本林の創設構想は明治32年8月8日以降に二度目の変更を受けたと考えられるが、それは、現在の雨龍地方演習林と中川地方演習林が創設されることになった構想であり、基本林構想Ⅲとする。そして、三度目の変更は、苫小牧地方演習林が札幌農学校演習林として創設された後、現在の天塩地方演習林を創設する交渉を開始した明治39年に札幌農学校長から文部大臣にあてた第93号「基本林造成の義上申」（明治39年11月19日）にしめされており、それを基本林構想Ⅳとよぶ。こうした数度にわたって変更された基本林の創設構想のもとで現在の雨龍地方演習林、中川地方演習林、天塩地方演習林が創設されたのであり、ここでは、まず、この基本林の創設構想から述べることにしよう。

基本林構想Ⅰが示されているのが明治32年3月13日付けの札農秘第15号「本校基本林に関する件」である。それが提出される前の明治32年2月27日には札農秘「本校教授、助教授定員改正の義上申」¹⁴⁾によって森林科を新設するために教官定員を改正する伺いが文部省に提出されているから、基本林の創設の意志をあらわした時点では中等レベルの森林科の新設は文部省の内諾が得られていたと推定してよい。この点に注目するならば、基本林の創設は森林科の新設と何らかの関連がもたされているように考

えられる。だが、実際には学生実習などの森林科との関連は以下に検討するように基本林の創設経過を示す資料の文面にはほとんど記載されていない。

札幌農学校の基本林構想Ⅰである「本校基本林に関する件」では、基本林の設置目的と理由、そして、その設置規模について次の様に述べている。「本道拓殖の進歩に伴い実業教育拡張の必要を被認候に付明年度より本校に森林科を新設し森林教育の普及を謀る計画に有之爾後も拓殖の趨勢に応じ益農工其他実業に関する教育の整備を整い學術の普及を謀り実業振興に資する所有之度見込み候処如何せん本校の財源不十分にして拡張費を支弁難致基た遺憾の次第に有之就ては貴庁御所轄官林の本校基本林として拾万町歩を譲受本校永遠の資金に供度候」と。これで見ると基本林の創設の目的は森林教育を含めた「益農工其他」の実業教育の専門学科を拡張しようとする札幌農学校の財源、あるいは、「永遠の資金に供」することにあつたことは明らかである。そして、基本林構想Ⅰは以下にみるような特徴を持っている。

第一に指摘しておくべきことは基本林という名称が使用されていることである。東京帝国大学では明治27年に千葉演習林を「農科大学実習用地」、明治32年に北海道演習林を「試験地」・「試験林」として創設し、明治31年の「東京帝国大学官制」で演習林という名称がはじめて登場している。東京帝国大学のこうした動きを札幌農学校が知らなかったとは考えにくい。だが、札幌農学校では実習用地、試験地、試験林あるいは演習林という名称が避けられ、基本林という名称が選択されている。基本林という用語の選択には二つの理由が考えられる。一つは基本林の創設を開始した時期の札幌農学校の森林科が高等教育レベルではなく、中等教育レベルであつたからだと考えられる。演習林という名称が、鳥のように帝大レベルのものであるのか、あるいは、専門学校を含めた高等教育レベルの学校で使用される名称であつたとしても、中等教育レベルの森林・林業教育を行うこの当時の札幌農学校は、演習林という名称ではなくて、基本林という名称を選択せざるをえなかつたと考えられる。二つ目には、基本林という名称が選択されたのは、教育研究用というよりも札幌農学校の維持資金の基本財産ということに強く意味が込められていたからだと考えられる。基本林と演習林の名称と制度についてはあとで詳しく

検討する。

第二に注目すべきことは、名称の選択とならんで、先にふれたように基本林構想Ⅰでは森林科の実習など教育・研究との関連がなんら触れられていないことである。基本林の創設の目的・理由は、先に引用した「本校基本林に関する件」では、森林科を含めた「農工其他実業に関する教育」を拡張しようとする札幌農学校を経済的に支える「永遠の資金」ということが強調されている。

第三に注目すべきことは設置規模の巨大性である。東京帝国大学の北海道演習林の設置にあたって「大よ三万町歩」の「試験林」を構想していたのに対して、札幌農学校の基本林構想Ⅰでは基本林の規模は10万 ha と、きわめて大面積の基本林の設置を構想している。

第四に注目すべきことは設置場所である。「林学、林業の教育、研究の実習地、フィールド」として基本林を設置するのであれば、札幌農学校からの地理的条件が考慮されるはずだと考えられる。だが、基本林構想Ⅰでは設置箇所の地理的条件についてはふれられていず、「適当の個所御選定の上此際御裁議相成候」と北海道庁の選定に委ねている。

また、「本校基本林に関する件」の別紙である「設計要領」は10項目からなり、基本林の取り扱い方針を示している。それを要約すると以下のようなものであった。森林面積10万 ha のうち無立木地と不生産地を2万 ha、利用面積を8万 ha と見込んでいた。北海道の森林が天然林で樹種樹齢が同一でないので、技術者によって天然更新を主体とする択伐作業を実行する。回帰年50年で択伐施業面積は年伐面積1,450ha、森林蓄積を1 ha 当たり平均167m³ (500尺メ、1 m³≒2.99尺メ) と見込み、その60%を択伐することとし、年間の択伐材積は14万4千m³ (43万5百尺メ) を予定している。人工造林は北海道の造林技術が確立していないために試験として試み、総造林面積を7500ha と見込み、年間の造林面積を50ha、150年間で実行するとしている。

基本林構想Ⅱは先の「札幌農学校基本林経営概略」に示されている。この構想は以下のような経過をたどって形成されたと考えられる。先の「本校基本林に関する件」に対して、北海道庁は殖民部長名の明治32年4月8日の林親第14号¹⁵⁾ でつぎのような回答した。それは「…貴校基本林として山林譲与の儀に付…本年より施行する林種調査結了の上にあ

らされは御確答致兼候得共大凡5万町歩御引渡の義は差支無之と被存候…」というもので、明治32年から始まった官林種別調査の結果をみないと確かな回答はできないが、5万町歩であれば現在でも引渡すことが可能であるというのが北海道庁の回答であった。こうして基本林構想Ⅰは、とりあえず10万町歩から5万町歩へ面積が変更されることとなり、札幌農学校は明治32年4月10日付けの札農秘第23号によって文部省に内務省との交渉を依頼した。だが、文部大臣官房会計課長から札幌農学校長にあてた明治32年5月29日付け亥会甲924号¹⁶⁾ に添付される明治32年5月18日付けの文甲6号では内務次官から文部次官へ照会が寄せられている。それは、以前に構想されていた10万町歩の設計要領は添付されているが、5万町歩に変更した森林の経営方法は示されていないので、詳細な回答を依頼するものであった。そして、「札幌農学校基本林経営概略」は、明治23年8月8日札農第115号「当校所属森林に関する件」に添付して文部省に送付した札幌農学校の回答であると考えられる。

「札幌農学校基本林経営概略」では、「石狩国深川村」に1万 ha、神居古丹付近に5千 ha、安足間付近に5千 ha、天塩川沿いに3万 ha と、石狩川から天塩川にそって南北に4箇所の基本林を創設する基本林構想Ⅱを立てている。その経営の方法は、天然更新法を主体にした平均生長量を上限とする択伐林経営とし、無立木地を対象に造林試験を試みるとしている。基本林構想Ⅰと大きく異なる点は、収支試算と技術官の配置（技師—1人、技手—2人、技手補—10人）にふれ、基本林を「学生演習に供する」としていることである。だが、これ以降の資料では表題で「演習及基本林」という名称が使われている事例が数件みられる程度で、本文中では「演習」という言葉は使われていない。

そして、明治32年9月27日付けの「亥会甲」¹⁷⁾ によって文部省と内務省の交渉の結果が札幌農学校にもたらされた。内務省の回答¹⁸⁾ は、「林制未確定の今日に於て林積に多大の変更を及ぼすか如きは拓殖上支障少からず…要求の林積を二万町歩位に減少し且石狩国以南に於て可成一筆に取纏め」て要求してほしいというものであった。だが、札幌農学校と北海道庁との交渉の結果、石狩国以南では大地積の森林が少なく、拓殖上の関係が最も少ない石狩国雨竜郡に3万 ha、天塩国中川郡に2万 ha に基本林を

創設するという基本林構想Ⅲへと変更された¹⁹⁾。この基本林構想Ⅲは内務省にも了承され、現在の雨龍地方演習林と中川地方演習林が創設されることになる。

雨龍地方演習林の創設は以下の通りである。明治33年5月23日付けの内務大臣から文部大臣にあてられた北甲第78号²⁰⁾によって札幌農学校への基本林として官林の譲渡が承認されたことから始まる。それは、札幌農学校は基本財産として「石狩天塩両国」で5万町歩の森林の譲渡を希望しているが、官林種別調査の都合もあるので先ず以って「石狩国雨龍郡北龍村官林凡参萬町歩」を札幌農学校農学校基本財産として文部省へ引渡すこととし、北海道庁へ地種変換を訓令によって指示したというものである。なお、「雨龍郡北龍村」は「雨竜郡深川村」の誤りで、後に訂正されている。

そして、明治33年8月4日付けの札幌農学校長から文部大臣にあてられた札農會「基本林授受済に付文部大臣に開申の件」²¹⁾では8月1日に北海道庁から札幌農学校が「参萬町歩」の森林を受け取ったことが読み取れる。だが、これをもって北大演習林の創設とはいえない。明治23年の「官立学校及図書館会計法」以来、形式的には文部省直轄の学校の資産は当該学校の維持資金に編入されて、改めて政府から交付されるという手続きになっていたから、この時点では「雨龍郡深川村」の森林が内務省から文部省の所管に移されただけだと考えるべきであろう。北大演習林の創設は明治34年の文部大臣から札幌農学校にあてられた丑会甲200号²²⁾までまたなければならぬ。以下にそれを示す。なお、縦書きを横書きに改めた。

「

文部省文書課 丑会甲200号
 札幌農学校
 別記の森林政府の交付として其校維持
 資金に編入す
 明治34年3月4日
 文部大臣松田正久 印
 記
 北海道石狩国雨竜郡深川村
 一 森林大凡参萬町歩
 此価格金九萬円

」

これにみるように明治34年3月4日付けで現在の雨龍地方演習林は札幌農学校の維持資金に編入されたことが知らされ、札幌農学校に文部省から交付されている。

雨龍地方演習林は、創設当初、雨龍基本林と称され、現在の中川地方演習林が創設されてから雨龍基本林は第一基本林と改称されている。その後、札幌農学校が東北帝国大学に昇格して第一基本林は雨龍演習林と称されるようになるが、ここでは雨龍基本林と称する。雨龍基本林は、上記に述べたことを考慮するなら、明治34年3月4日に札幌農学校の維持資金の財源である基本林として創設されたということが確認できる。

現在の中川地方演習林の創設も雨龍基本林とともに内務大臣から文部大臣にあてた先の北甲第76号から始まるが、その文章では官林種別調査の都合によって中川地方演習林の創設は見送られた。雨龍基本林が北海道庁から札幌農学校に書類上で引き渡された直後に、文部大臣から内務大臣あてに明治33年8月20日付けで官林調査が終了次第、「天塩国」における「式萬町歩」の森林の譲渡を依頼する文書を提出している²⁴⁾。雨龍基本林が維持資金に編入され、札幌農学校に交付された直後の明治34年5月2日付けで札幌農学校長から文部大臣あてに「札幌農学校基本林交付之義に付稟請」²³⁾の文書を出した。それは、「天塩国に於ける二万町歩の義は林種調査未了の廉を以て交附相成不申候」であったが、5万町歩の全体の営林計画を立てる必要があるから、早急に「交附」してくれるように取りはからってほしいというものであった。明治34年11月5日付けの内務大臣から文部大臣にあてられた「文甲33の第11号の内」²⁵⁾によって「札幌農学校基本財産として譲与すべき北海道官林の内天塩国中川郡に於ける官林式萬町歩は御省へ引渡しの上地種組替」を訓令したので引き取ってほしいという旨が知らされ、中川地方演習林の創設が確定された。そして、北海道庁から札幌農学校は中川地方演習林を函面で引渡されたが、その領収証の控え²⁶⁾では明治34年12月5日となっている。文部大臣から札幌農学校にあてられた明治35年1月20日付けの「文部省文書課 会甲54号」²⁷⁾では「北海道天塩国中川郡所在」の「森林 式萬町歩 此価格金参萬円」は「政府の交付として其校維持資金に編入」されている。中川地方演習林は当初、第二基本林と称され、その後天塩演習林、天塩

第一演習林と称したが、ここでは中川基本林とする。

以上にみるように、雨龍基本林と中川基本林は同一の基本林構想Ⅲのもとで創設された。それは明治32年に設置された森林科の教育・研究用というよりも明治30年代に拡張を遂げていく札幌農学校の維持資金の財源である基本林として創設されたものであり、中川基本林の創設が雨龍基本林より一年おくれたのは北海道庁の官林種別調査の都合にほかならない。こうした基本林は、第一義的に札幌農学校の維持資金の財源として考慮されて創設されたことは次の点から見ても明らかである。札幌農学校森林科の最初の実習一施業案編成の実習一が明治36年に中川基本林で行われたが、「本学を距る極めて遠く且海陸共に交通不便にして実習に適せず…之を中止せり」とされ⁴⁾、基本林の創設にあたっては札幌農学校からの地理的条件に全く考慮がはられていなかった。そして、あとで見るように同年の11月12日には「生徒演習林」として札幌農学校演習林の創設を北海道庁に要請している。

北大が札幌農学校のときに基本林として創設した演習林は以上に述べてきた二つである。北大の地方演習林の中で天塩地方演習林は札幌農学校が東北帝国大学農科大学に昇格してから演習林として創設されたものである。だが、それは札幌農学校の基本林構想の一部として創設する準備が進められていたから、ここで天塩地方演習林の創設とその構想について触れておく。

天塩地方演習林の創設に関わる基本林構想Ⅳは、さきの明治39年11月19日付けの第93号「基本林造成の義上申」²⁸⁾に示されている。それは、雨龍、中川の基本林の存在を前提にして構想されている。その基本林構想Ⅳでは、札幌農学校の基本林は雨龍と中川の二箇所約5万haにおよぶが、互いに隔絶していて営林上不便であるのみならず、その面積も独立の営林区としては不足している。中川基本林以南から雨龍基本林までの国有林約10万haの割譲によって約15万haの一団地の林地を形成し、独立の営林区となすことができる²⁹⁾。また、基本林は維持資金の財源として札幌農学校の経済の基礎たるべきもので、明治40年度には水産学科を開設する予定であり、今後も、各学科を拡張する必要があるから基本林を造成することは緊急を要するというものであった。

だが、この基本林構想Ⅳがそのまま認められた

わけではない。札幌農学校は基本林構想Ⅳのもとに約10万haの官林の譲渡を内務省と北海道庁に申し入れたが、当時の北海道の国有林は森林の整理に着手して森林施業の順序を定めている最中であり、拓殖上森林経営上の支障の有無を判断できないので回答は調査の終了までまっぴらとされた³⁰⁾。明治40年に札幌農学校から昇格した東北帝国大学農科大学が内務省と文部省を経由して北海道庁からの回答を得るのは明治45年であるが³¹⁾、その回答では札幌農学校が希望した森林は拓殖上森林経営上必要なので希望には応ずることはできないとしている。その代わりに既設の中川基本林に接続した天塩郡の国有林（現天塩地方演習林）は農科大学の「演習林及基本林」として適当であり、その当時締結中の三井物産株式会社との「年期特売契約」の権利—義務関係を引き継ぐのであれば、農科大学に譲渡してもよいというものであった。農科大学は三井物産株式会社との年期特売契約を引き継いで「天塩（トイカンベツ）演習林」を創設することを希望し、内務省から文部省に森林の管理換えが行われ、大正2年10月28日には東北帝国大学維持資金に編入されている³²⁾。大正3年の1月には北海道庁から実地に引き渡され、大正3年5月20日には農科大学学長から東北帝国大学総長あてに北農会第113号「天塩（トイカンベツ）演習林受領済報告」³³⁾を提出して、現在の天塩地方演習林が創設された。こうして北大の大規模な三つの演習林が道北に集中して創設されることとなった。だが、それは教育・研究のための演習林としてではなく、札幌農学校の維持資金の財源である基本林として創設されたものである。

Ⅳ. 林学教育の開始と札幌農学校演習林の創設

現在の苫小牧地方演習林は北大が札幌農学校の時に創設されたものであるが、これまで述べてきた基本林とは異なった目的、すなわち、文字通り演習林として創設された。苫小牧地方演習林は、創設当初、札幌農学校演習林と称されていたので、ここでは札幌農学校演習林と称する。この札幌農学校演習林はこれまで検討してきた基本林とは異なって、札幌農学校の中等教育レベルの森林科が明治34年に専門学校レベルに引き上げられた後、林学科へと名称が改められるとともに卒業生に得業士を与えられることになった明治37年に札幌農学校演習林として創

設された。これまでの基本林の創設については札幌農学校の林学教育についてふれなかったが、札幌農学校演習林の創設では札幌農学校の林学教育についてふれなければならない。

札幌農学校が林学教育を開始する経過を示しているのは先に見た「札幌農学校拡張意見書」である。この「札幌農学校拡張意見書」で構想されていた森林科を含む中等教育課程の専門学科は北海道の拓殖政策の要請が高いものであった。明治19年に開設された北海道庁は、岩村長官の「貧民を植えずして富民を植えん」という北海道の開拓方針に転換し、官営企業を民間に払い下げ、土地処分の方法を改め、殖民地区画選定事業を開始して北海道へ民間資本を導入する条件整備を開始した。土地処分の方法では、「北海道土地払下規則」によって有償による大地積の土地処分の道を開き、明治30年の「北海道国有未開地処分法」によって無償附与主義による大地積の処分が可能になり、一方では大規模な小作農場を産み出し、他方では北海道への移住者を大きく増大させるものとなった。こうした開拓の進展とともに開拓政策の財源の確保と事業の計画化が明治20年代半ば以降進められ、道路、橋梁、排水路の掘削、港湾調査と築港などによる基盤整備、農業と水産業が奨励されている。こうした拓殖政策を進める技術者の養成が札幌農学校に求められ、札幌農学校は中等教育レベルの土木工学科、林学科、水産学科、商学科などの専門学科の増設を構想した。こうした専門学科の中でも演習林と密接に関わる林学科の設置を中心に見ていくことにする。

当時の北海道では移民の増加とともに国有未開地が欠乏し、官林にも農耕地が求められる状態にあった。北海道庁は明治32年に「官林種別調査規程」を制定し、第一種林—将来永く国有林として保存経営すべきもの、第二種林—将来公有林として経営すべきもの、第三種林—将来私有林として経営すべきもの、第四種林—将来森林として経営する必要のないものの四種に選定、区分する官林種別調査と仮施業案の編成を開始し、農耕予定地と森林の区分を明確にした。そして、明治35年には「北海道十年計画」の森林経営事業の拡張によって全道30個所の「林務課員派出所」と98個所の「保護区員駐在所」を配置している。

こうした北海道庁の森林経営事業の拡張に答えようとしたのが「札幌農学校拡張意見書」で構想さ

れている中等教育レベルの森林科の設置にほかならない。だが、「北海道山林史」³⁴⁾は、「札幌農学校拡張意見書」の中で予修科の新設と学位の授与が認められたが、林学科その他の学科の新設は目的を達しなかった。林学科の新設が認められたのは、「明治32年5月佐藤校長が再び文部省に向かって『簡易林学科』新設の必要を説いた説明書を提出」したからであるとしている。なお、「北海道山林史」で「簡易林学科」の新設説明書の提出が「明治32年5月」としている記述は、「明治31年5月」の誤りである。

これまでの小関、小鹿の研究では「北海道山林史」の記述を踏襲し、「札幌農学校拡張意見書」が札幌農学校の森林科設置の端緒であり、森林科の創設の経過を示すものとは認めていない。小鹿の研究(1983)では、この「札幌農学校拡張意見書」について「予修科のみ実現したにすぎない」⁴⁾としている。また、小関の研究(1982)では「この要求(林学科の新設…筆者)が北海道庁の要望でもあることを表明している。この要求は認められなかったが、翌1899年(明治32)あらためて簡易林学科の新設を要求し、これが森林科として認められた。」³⁵⁾としている。すなわち、小関と小鹿の研究では「札幌農学校拡張意見書」の主張のうちで実現したのは予修科の設置だけで、札幌農学校の森林科が設置されたのは後で見る「簡易林学科」の新設説明書の要求を文部省が認めたからだとしている。

だが、その内容と林学科の設置経過から見て、この「札幌農学校拡張意見書」こそ札幌農学校で林学教育を開始する端緒となるものであり、ここで主張されていた森林科の設置要求を文部省は認めていたと考えるべきである。「札幌農学校拡張意見書」の中では森林科の設置要求の経過について次のように説明している。森林科の設置の要求するといった経過について、「明治31年度に於て北海道庁当局者は速成の林学生を札幌農学校に委託して養成せしむるの見込みにて(札幌農学校は…筆者)その協議を受け」たが、「帝国議会の解散と共に事皆画餅に属する」にいたったとしている。それは、北海道庁が「官林種別調査を開始する」にあたって「速成の林学生」の養成を札幌農学校に委託するという予算案を帝国議会に提出したが、帝国議会の解散で実現できなかったことを意味している。だが、「林業者養成の必要は依然として存在す」るから、札幌農学校は「明治32年度より本校に速成の林学科を設置し以

て本道目下の需要に応ずる」べきだということが「札幌農学校拡張意見書」で主張された森林科の新設の要求であった。

「札幌農学校拡張意見書」が文部省に提出された1月後に札幌農学校は予修科の設置を文部省に上申し、3月末から4月の初頭かけて文部省の小山実業局長が札幌農学校を視察する⁷⁾とともに4月3日付けで「札幌農学校卒業生の北海道拓殖に及ぼせる功績」³⁶⁾についての説明文書を小山実業局長に提出している。そして、明治31年5月3日付けで札幌農学校に予修科の開設が文部省によって認可されている。「簡易林学科」の新設説明書は、その直後の明治31年5月23日付けで札幌農学校の庶務課長心得の書記石田から文部省会計課長の書記新井にあてられた札幌農第57号「林学科新設に関する件」³⁷⁾に添えられた別紙である。それは、森林教育の普及、保安林設計をになう林業技術者の養成、林業家の養成、森林の監守などの森林管理者を養成するために「簡易林学科」を設置することが説明され、「簡易林学科」の教科課程が示され、入学資格と教育の目的が説明されている。先に見たようにこれまでの研究ではこの「簡易林学科」の新設説明書が札幌農学校の森林科の設置を要求したものであり、札幌農学校が林学・林業教育を開始する端緒とされてきた。だが、札幌農第57号「林学科新設に関する件」は同年の5月22日の文部省会計課長から札幌農学校長にあてられた電報への回答であり、これまでみてきた経過を考慮すると、先の「札幌農学校拡張意見書」で主張された森林科の設置構想の補完的な説明と考えるべきである。したがって、「札幌農学校拡張意見書」で主張された林学科の設置は文部省によって積極的に認められたことを示していると考えて間違いはない。

翌年の明治32年3月31日付けの勅令105号³⁸⁾では、札幌農学校の教官定員を定めた明治26年の勅令208号を改正して、森林科の新設のために教授、助教授の定員が確保されることとなった。明治32年4月18日付けの札幌農学校長から文部大臣にあてた札幌農第20号「校則中改正追加の件稟申」³⁹⁾では、森林科の設置と土木工学科の入学程度を森林科と同じ程度に引き上げる校則改正の伺いが提出されている。明治32年5月11日付けの文部大臣樺山資紀から札幌農学校にあてた支専校1068号⁴⁰⁾で森林科の新設と土木工学科の入学程度の引き上げる校則改正が

認可され、森林科が明治32年9月から開設されている。

札幌農学校の森林科の設置が北海道庁の強い要望であったことを示すものに、「札幌農学校森林科生徒給費規程」(明治34年4月17日庁令62号)がある³⁴⁾、³⁵⁾。それは北海道庁が札幌農学校に依頼して森林科生徒に学費を給与する制度であり、給費生であった卒業生は給費期間の二倍の期間は北海道長官が命ずる職務に従事する義務があった。

この後、明治34年2月12日付けで文部省実業教育局長から札幌農学校長あてに「貴校将来拡張に要する臨時費の概算額及び大略の内訳高至急承知致したし電信にて回答あれ」という電報を受けた⁴¹⁾。札幌農学校の回答電報を合わせ読むと明治34年度追加予算案の編成のためと考えられる。札幌農学校は明治34年2月13日付けの電報⁴¹⁾で回答している。それによると札幌農学校の拡張案は、本科である農学科の外に大学レベルの農芸化学科と林学科、そして、別科として獣医学科を新設する。既設の中等教育レベルの土木工学科、森林科、そして、農芸科は入学資格を尋常中学校卒業に引き上げて、修業年限3ヶ年の高等農林学校レベルとする。予修科は3ヶ年の課程とし、高等学校の代用とする。また、明治32年度からの5.カ年の継続事業として札幌農学校の校舎の改築・移転が認められたが、それは旧校舎の移築費と農場の新営費を主な内容とするものであった。こうした拡張案はその後の経過をみるとすべてが認められた訳ではないが、札幌農学校の森林科と土木工学科の専門学科は中等教育レベルから高等教育レベルへと引き上げられている。

札幌農学校は明治34年4月15日付けの農第111号「本校各則中改正の件稟請」⁴²⁾を文部大臣あてに提出し、森林科と土木工学科の校則改正が明治34年7月24日付けの実甲609号⁴²⁾で認められた。それは「中学校三学年修了したる…入学生徒は学力不同素養不十分にして授業上に於て不都合の点不堪候に付中学校卒業生を入学せしむる」というものであり、札幌農学校の森林科は土木工学科とならんで専門学校レベルに引き上げられた。専門学校レベルに引き上げられた森林科と土木工学科への入学生が卒業する明治37年には校則が改正されて卒業生は得業士と称することが出来るようになり、森林科も林学科と改称した⁴³⁾。

札幌農学校の森林科、林学科が以上のような経

過をたどって創設され、中等レベルの林学教育から高等教育の専門学校レベルの林学教育へと高められたのに対して、森林、林学教育のための演習林はどのように創設されたのかをみていこう。だが、札幌農学校演習林の創設の資料は入手していないので、既存の研究や文献に依拠してその創設の経過を検討しよう。

札幌農学校演習林の創設の経過を記載した最も古い文献は明治44年調整の「東北帝国大学農科大学苫小牧演習林 幌内事業区施業案編成説明書」⁴⁴⁾である。それは現在の苫小牧地方演習林となっている森林の沿革を記載した基本文献となっている。それによれば札幌農学校演習林の森林は明治維新政府の無主地国有の原則によって官林とされた後、明治23年に御料林に編入されたが、明治27年に御料林から解除されて再び官林に編入されている。札幌農学校に移管される直前まで明治35年に設置された北海道庁殖民部の室蘭派出所によって管理されていた。

札幌農学校長から北海道庁の殖民部長にあてた明治36年11月12日付けの札農会第193号⁴⁵⁾によって「生徒演習林」の創設のために官林の譲渡を要請している。それは、専門学校レベルの高等教育機関となった札幌農学校の森林科では実習教育が不可欠となっていたためであろう。この間の事情について小鹿は、明治36年4月に中川基本林で施業案編成実習を実行し、その後も継続して施業案を完成させる予定であったが、既設の基本林はあまりにも遠く、当時の交通条件は劣悪で、実習には適さなかったから中止になったと指摘している⁴⁾、⁴⁶⁾。そして、新たに「生徒演習林」の創設が必要になり、北海道庁に「生徒演習林」の創設のために官林の譲渡を要請した。

そして明治36年11月27日には北海道庁の殖民部長から札幌農学校長にあてた拓殖第5572号⁴⁷⁾によって回答がよせられている。それは、「貴校演習林の義に付…官林六百七十五万坪を貴校生徒用演習林として官有地第四種文部省用地に地種組替相成候間御了知候」というものであった。そして、明治37年1月に維持資金に編入され、札幌農学校演習林として発足した。先の幌内事業区施業案説明書によれば、この札幌農学校演習林は「専ら学生の演習に供し測量測樹造林經理其他林学諸般の実地演習並に研究に資するを目的」とされている。

札幌農学校演習林は、維持資金の財源として創

設された基本林とは設置目的が異なる「実地演習並に研究に資する」演習林として創設されたものであることは以上にみるように明らかである。こうした基本林と演習林をどのように管理していたかをみておこう。

第一基本林が創設された翌年の明治35年3月1日には「札幌農学校処務規程」(明治32年3月達3号)が改正され、農事部の事務分掌に「基本林に関する事項」加えられ⁴⁸⁾、同じ年の5月から基本林長が発令されている⁷⁾。なお、農事部は札幌農学校が維持資金を保有できることとなった直後の明治28年4月4日に制定された「校務規程」⁴⁹⁾によって設置されたもので、農事部長には南鷹次郎が任命され、農場を管理する農事掛、明治32年に農芸科となる農芸伝習科の事務処理する伝習掛、そして、植物園掛がおかれていた。札幌農学校の農事部長は、植物園長、博物館長とともに明治33年3月29日勅令89号(文部省直轄学校官制中改正)によって文部省直轄学校官制に登場している。また、明治32年3月に「札幌農学校処務規程」が制定され、「校務規程」は廃止された。

そして、札幌農学校演習林の創設が確定した明治36年12月改正の「札幌農学校処務規程」では、農事部の中に「第一第二基本林演習林」をおき、農事部長のもとに基本林長と演習林長を別々に任命することとした。また、農事部が「基本林の管理」と「演習林の管理」の事務を分掌し、基本林と演習林のそれぞれの「経営及保護」、「林産物の払下処分」、「林地境界の査定及測量製図」の事務を処理していた。したがって、基本林と演習林は、同じ維持資金に編入され、同じく森林を対象に設置されていたが、単なる名称の違いだけではなく、設置目的が異なり、森林の管理については別な制度であったことを示している。だが、札幌農学校が東北帝国大学に昇格してからの明治40年に基本林は演習林に再編成されて基本林長が廃止された。

V. 演習林・基本林の名称と制度

日本の高等教育機関でいわゆる演習林が最初に創設されたのは東京帝国大学であり、明治27年である。それは、明治27年11月29日付けの文部大臣達⁵⁰⁾によれば「千葉県長狹郡清澄文部省用地 一 実測面積336町4反1畝1歩 農科大学林学実習用

として使用すへし」（漢数字を算用数字に、カタカナをひらがなに改めた。縦書きを横書きに改めた。）と用途が指定されている。また、この「農科大学林学実習用」地は明治28年5月6日付けの文部大臣達⁵⁰⁾で「農科大学維持資金に編入す」とされたが、演習林という用語は使われていない。また、明治32年に創設された現在の東大北海道演習林を獲得するために当時の東京帝国大学総長から北海道庁長官に提出された公文書でも「農科大学試験地」または「試験林」となっている⁵¹⁾。東京帝国大学に演習林という名称がはじめて登場するのは明治31年7月20日の勅令第171号によって改正された「東京帝国大学官制」で追加された第15条であり⁵²⁾、日本の高等教育機関にはじめて演習林という名称が出現した。それは、「農科大学の附属演習林に演習林長を置き農科大学教授助教より之を補す 演習林長は総長監督の下に於て演習林の事務を掌理す」としている。その後、東京帝国大学は府中、秩父、愛知、富士に演習林を創設した。そして、明治35年には台湾に57千ha、大正元年には朝鮮に47千ha、大正4年には樺太に2万haと海外殖民地に演習林を拡大し、中国の海南島に8万haの演習林を創設した昭和18年には約24万haの演習林を保有することとなった¹⁾。

東京帝国大学に比較すると、札幌農学校の基本林と演習林の保有には以下の特徴がある。

第一に、東京帝国大学の演習林は維持資金に編入されてはいたが、当初から「農科大学林学実習用」、あるいは、「農科大学試験地」または「試験林」として用途が指定され、演習林として創設されていた。札幌農学校の基本林は、高等教育レベルの林学教育を開始する以前に維持資金の財源として創設された。

第二に、札幌農学校では中等教育レベルの森林科が高等教育レベルに引き上げられてから、札幌農学校演習林が設定された。そして、設置目的と名称が異なる基本林と演習林が併存する事になり、それは札幌農学校が東北帝国大学農科大学に昇格して基本林を演習林に再編成するまで続いた。

第三には、東京帝国大学は日本国内の各地ばかりでなく、明治35年には台湾に演習林を創設している。これに対して札幌農学校の基本林と演習林の保有は北海道内に限られ、地域的な偏在性が特徴であった。

林学の教育・研究用の演習林ではなく、戦前の高等教育機関が維持資金の財源として森林を保有した事例は札幌農学校ばかりでなく、京都帝国大学と九州帝国大学にもみられる。明治30年に創設された京都帝国大学は農学部を創設する前の明治42年に台湾に6万haの森林を京都帝国大学の維持資金の基本財産として保有し⁵³⁾、また、大正10年に農学部を開設した九州帝国大学は大正元年に朝鮮に約21千haの森林を九州帝国大学の維持資金の基本財産林として保有していた⁵⁴⁾。だが、それぞれ帝国大学が農学部林学科を創設するとともに林学の教育・研究用の演習林に再編成されている。札幌農学校や九州、京都の帝国大学の事例を考慮するならば、この当時の帝国大学や札幌農学校などの帝大レベルの高等教育機関は農学部林学科を設置していなくても森林を保有することが可能であったことを示している。しかも、札幌農学校の基本林や京都、九州の帝国大学の基本財産林としての森林の保有は林学の教育・研究用の演習林ではなく、設置の対象が同じ森林であっただけで、維持資金の財源としての保有であったことは明らかである。

当時の帝国大学や専門学校が維持資金の財源として森林や農地を保有するばかりでなく、現金や有価証券などを維持資金の基本財産として取得する努力を重ねていたことは知られている。東京帝国大学では、実現されたわけではないが、明治15年に「米国より返還の下関償金を東京大学に下付の件」、明治24年には「二十四年度に於て政費節減の為減せし六百万円を大学の基本財産に充てられたき開申」、明治29年の「清国賠償金の一部を東京及京都の帝国大学基本金として交付せられんことを請ふの議」などにみるように維持資金の取得に努力を重ねている⁵⁵⁾。また、一橋大学の前身である東京商業学校は東京府会による予算の削減のために存続の危機に陥ったが、有志の寄付をもとにして維持資金を形成し、農商務省の補助金とあいまって危機を乗り切ったことが知られている⁵⁶⁾、⁵⁷⁾。札幌農学校の基本林は、「森林に関する研究教育、または造林の実習に供される特別の施設」ではなく、こうした維持資金の財源として設置されたものである。

札幌農学校の基本林や京都、九州帝国大学の基本財産としての森林の保有が上にみたものであったのに対して、演習林は以下にみるものであった。東京帝国大学の演習林の創設経過に見るように演習林

の名称が帝国大学官制に初めて登場したから、当初は演習林という名称と制度は帝国大学レベルのものであったと考えられる。だが、札幌農学校、盛岡と鹿児島的高等農林学校が専門学校レベルの森林に関する高等教育を開始する時点では、演習林の創設を認めているから、演習林の名称と制度は森林・林業に関する高等教育・研究を行う専門学校レベル以上の高等教育機関に設置が認められた「森林に関する研究教育、または造林の実習に供される特別の施設」となっていたと理解すべきである。それと同時に演習林は維持資金に編入されているから、演習林それ自体が二重の性格を持つものである。

札幌農学校では、基本林の外に札幌農学校演習林を創設しても設置目的が異なるので、基本林と演習林の名称を使い分け、基本林長と演習林長を置いて区別していた。こうして、札幌農学校は基本林と演習林の二つの名称と制度によって森林保有し、京都と九州帝国大学は維持資金の財源である基本財産として森林を保有していたが、札幌農学校が東北帝国大学農科大学に昇格し、京都と九州帝国大学がそれぞれ農学部林学科を設置した時点で演習林へと再編成していった。

基本林・演習林の名称と制度は基本的には以上のようなものであったとしても、いままし検討すべき問題が残されている。それは戦前の帝国大学や高等農林学校の間にもみられた演習林の保有規模の格差と地域的偏在性である。戦前の東京帝国大学は約24万6千ha、北海道帝国大学は約11万2千ha、京都帝国大学は約9万9千ha、九州帝国大学は約4万4千haであり、帝国大学間でも保有規模に格差が存在するばかりでなく、その地理的分布も異なっている。東京帝国大学は府県・北海道に約3万6千ha、樺太、朝鮮、台湾などの海外植民地に約21万haの演習林を保有し、京都帝国大学は府県に約2千ha、海外植民地に約9万7千ha、九州帝国大学は府県に約4百ha、海外植民地に約4万4千haと、海外植民地が帝国大学演習林の設置基盤となっていた。これに対して北海道帝国大学では、今日の北大演習林として引き継がれることになる演習林の大半は札幌農学校の基本林として北海道に設置され、その面積は約6万9千haに達した。だが、北海道に大規模な基本林を創設した札幌農学校の場合も海外植民地に演習林を設置していない。札幌農学校が海外植民地に演習林を設置するのは東北帝国大学農科

大学に昇格してからであり、植民地での保有面積は約4万3千haに達した。こうした帝国大学間の面積規模の大小や地理的分布の差異は、小鹿が指摘するように「大学の歴史や規模などによる序列に対応するとともに、大学創設の性格の違いに基づく」³⁾といえよう。そして、帝国大学のこうした演習林の創設を可能にしたのは「植民地を統治する側から大学演習林の存在価値、利用価値を評価したからであり、植民地の統治、拓殖政策の枠に組込まれ、その政策遂行を補強するものとして容認された」³⁾からであろう。北海道に限れば、東京帝国大の演習林や札幌農学校の基本林・演習林は一面で見れば北海道の拓殖政策を進める上で国家的林野所有の再編の中で創出され、他面では拓殖政策を遂行するための人材供給の高等教育機関としての札幌農学校の必要性を認めてその維持資金の財源としての基本林の創設に北海道庁が積極的に応えた結果にほかならない。そして、この札幌農学校の基本林の創設が今日の国立大学演習林面積の過半数を北大演習林がしめる要因となった。

海外植民地に大規模な演習林を保有した帝国大学の演習林に対して盛岡高等農林学校の演習林⁵⁸⁾は866ha、鹿児島高等農林学校⁵⁹⁾のそれは3,105haであり、帝国大学と高等農林学校との間には保有規模に隔絶した格差がある。しかも、盛岡高等農林学校や鹿児島高等農林学校の演習林の創設は学校が所在する県や地方にとどまり、帝国大学に比べると地域的偏在性が著しい。明治36年に東北振興を目標にして開校した盛岡高等農林学校と明治42年に南方開発を旗識に開校した鹿児島高等農林学校の初代校長はともに玉利喜造であり、両高等農林学校では創設の当初から大学への昇格を目標にしていた。とくに鹿児島高等農林学校の創設では当初から大学への昇格を意図し、キャンパスの建物、農場などの施設を完備するほか、3千1百haの高隅演習林、佐多岬に316haの農林実験場、種子島に牧場416haを設け、研究・教育施設の整備と維持資金の充実を図っていた。そして、「南方諸島に試験地、朝鮮に演習林を設置する交渉を進め」⁵⁹⁾ていたが、結局、実現していない。

帝国大学と高等農林学校との間にみられる演習林の保有規模の格差や地域的偏在性は、帝国大学が全国レベルの森林に関する高等教育・研究をになうという位置づけが与えられていたのに対して、高等

農林学校は地方レベルの森林に関する高等教育機関とされたいからだと考えられる。帝国大学の演習林が海外殖民地に大規模に創設され、高等農林学校の演習林が海外殖民地に創設されなかったのは、帝国大学と高等農林学校のこうした序列関係を反映したものと考えられる。

開拓使によって創設され、北海道庁の開拓政策と密接な関連を持った札幌農学校は維持資金の財源として広大な農場とともに基本林を北海道に所有し、府県に設置された帝国大学や高等農林学校には類をみない際立つ特徴をもった。札幌農学校から東北帝国大学農科大学に昇格した時に基本林を演習林に再編成し、海外殖民地に演習林を拡大していく。

VI. おわりに

戦前の大学演習林が「森林に関する教育研究、造林実習の目的に供される特別な施設」であり、「国有財産管理や特別会計制度からみると維持資金または基本財産」であるという二重性があったことが従来から指摘されていた。この報告では、この二重性に着目し、札幌農学校演習林と雨籠・中川基本林、そして、現在の天塩地方演習林の創設経過を分析し、二つの名称が使い分けられていた意味とその制度の違いを考察してきた。

札幌農学校演習林と基本林は、ともに設置の対象が同じ森林ではあり、国有財産管理や特別会計制度の経理からみれば維持資金の財源であった。札幌農学校演習林の創設の目的は確かに「森林に関する教育研究、造林実習の目的に供される特別な施設」であり、「国有財産管理や特別会計制度からみると維持資金または基本財産」であるという二重の性格をもつものであった。これに対して、札幌農学校の基本林は、京都・九州帝国大学の基本財産林とともに「森林に関する教育研究、または造林の実習の目的に供される特別な施設」ではなく、その当時札幌農学校が所有していた広大な農場と同じく、拡張した札幌農学校を財政的に支える維持資金の財源そのものとして設置されたものである。

札幌農学校演習林や基本林が札幌農学校の維持資金に編入されていたのであるが、札幌農学校の維持資金の全体像はいまだ明らかではない。札幌農学校の維持資金の全体像については今後の研究を待たなければならないが、以下に素描しておこう。

札幌農学校は、開拓使の廃止以来、文部省ではなく農商務省、北海道庁（内閣、内務省）の管轄にとどまり、北海道の開拓に密接に関連した人材養成の専門学校として独自の道を歩み、広大な農場を獲得し、維持資金の充実を図ってきた。だが、明治23年4月から施行された「会計法」と「官立学校及図書館会計法」によって札幌農学校は維持資金を保有できなくなった。このため札幌農学校は農場を札幌農学校同窓会の所有に移し、「官立学校及図書館会計法」の可能になるように運動を開始した。

明治28年に札幌農学校は文部省に移管して「官立学校及図書館会計法」が適用されることになり、維持資金が保有できることになった。「官立学校及図書館会計法」のもとの会計制度では、維持資金の現金収支は、学校の経常歳入・歳出と区分されていた。だが、「特別会計の予算決算面にあらわれる『資金部』の収支はあくまでも金銭的収支であり、「土地や建物の資産はこの収支のいわば基底にあって姿をかくしている」²⁾から、札幌農学校の維持資金の全体をみるためには、維持資金の財源であった土地を中心とする資産に立ち入らなければならない。

明治28年4月には札幌農学校同窓会から土地・建物・公債証券の外に動物が札幌農学校に寄付され、それまで札幌農学校に属していた農学校敷地と農場などの土地・建物とともに維持資金に編入されている。そして、翌年の明治29年には空知郡フラヌ原野に101万坪という広大な土地を北海道庁から交付されて、維持資金に編入した。

「札幌農学校一覧 従明治28年 至明治30年」によれば、維持資金は土地、建物と額面11,500円の公債証券からなり、そのうちで土地は明治30年3月31日現在でおおよそ5,829haに達し、本校敷地—4.5ha、本校官舎敷地—1.2ha、植物園敷地—11.5ha、農場—5,812haに分類されていた。広大な面積の農場は戦前を通じて8箇所に分画され、92.2haの第一農場は「専ら学生々徒の実習並びに各種試験場」として、163.4haの第二農場は「専ら欧米の農業法に則り牧畜、耕作の業を専らとし…本道農界の模範となせり」とされ、そして、6箇所、5,566haにおよぶ第三から第八農場は小作農場として運営された。また、亀田郡七飯村にあった第七農場は、第二農場の一部を北海道庁の農事試験場用地（現在、北海道立の試験研究機関が置かれている。）として交換して設置されたもので、その大部分は理

学部の創設の時に売却され、朱鞠内湖の売却代金とともにその創設資金の一部となった。なお、この小作農場は戦後の農地改革によって開放されている。

明治32年からの5カ年の継続事業によって農学校校舎が現在の北大の位置に改築されたが、その校舎敷地と寄宿舎敷地などは明治33年に第一農場から12.3haが、明治34年には第二農場から27.3haが附属宅地と校舎敷地に組み替えられている。明治36年9月には新校舎などの建築物が政府の交付として維持資金に編入され、札幌農学校は北大の現在地に移転した。その後、第一・第二農場から医学部用地、農学部用地、理学部用地、工学部用地などに組み替えられ、現在のキャンパスが形成されている。

札幌農学校同窓会が農場を管理していた時点から宅地として利用され、明治35年に農場から附属宅地に地目変更された第二農場の一部とともに札幌農学校の旧敷地（校舎跡地と官舎跡地）は維持資金の附属宅地を形成した。この附属宅地は明治38年では47.7haに達し、札幌農学校の維持資金の膨大な財源の一部をなしていた。ちなみに、この附属宅地の内31.3haは大正8年1月30日に価格130万1千125円で売却され、北海道帝国大学医学部附属病院の創設財源の一部になった¹⁾。残りの附属宅地の大部分は、第二次大戦直後に文部省所管特別会計所属の雑種財産に編入されたが、昭和28年2月21日に大蔵省に引き継がれた。

さて、明治34年と明治35年に創設された雨龍基本林と中川基本林、そして、明治37年に創設された札幌農学校演習林も維持資金に編入されている。そして、中川基本林は明治35年から、雨龍基本林は明治42年から立木処分を開始した。札幌農学校が東北帝国大学農科大学に昇格してから基本林を演習林に再編成して、海外植民地に演習林を設置し、その保有規模を拡大していった。そして、東北帝国大学農科大学が医学部を創設して北海道帝国大学として独立する直前の大正4年から演習林は官行斫伐事業を開始して事業規模を拡張し、演習林の収支差（歳入と歳出の差）を増大させた。この演習林の歳入・歳出は、農場のそれとともに札幌農学校、あるいは、北海道帝国大学の経常歳入・歳出に組み込まれ、長期間にわたって大学財政を支えた。また、昭和3年からは雨龍基本林の一部を売却し、その代金収入は北海道帝国大学理学部の創設資金になった¹⁾。

ここで報告したことを研究するにあたって、多くの方々にお世話になった。鹿児島大学農学部事務官の中島容子氏、岩手大学農学部の岡田秀二教授、比屋根哲助教授、演習林助手の山本信次氏、東京大学農学部の大学院生の奥山洋次郎氏、演習林の大橋邦夫助教授には資料の収集にご協力いただいた。京都大学農学部演習林の方々から貴重な資料をみる機会をあたえられ、中西麻美、浜本なお助手には便宜を図っていただいた。北海道大学北方資料室や北海道大学経理部管財課の方々には資料の収集にご協力をいただいた。また、北海道大学演習林の前管理掛長の藤田一博氏と現管理掛長の高田義治氏には資料の収集にあたって多くの便宜をはかっていただいた。そして、北海道大学雨龍地方演習林母子里作業所の岡本智子氏には資料の整理と複写にご協力をたまわった。ここに記して謝意を表わしたい。

引用・参考文献

- 1) 秋林幸男, 門松昌彦, 湊克之, 西本肇(1997): 札幌農学校の総合大学化と維持資金—北大理学部の創設と雨龍演習林を中心に—, 北大演研報45(2), 273-298
- 2) 鳥恭彦(1982): 帝国大学特別会計の史的考察, 「鳥恭彦著作集第三巻 日本財政論」, 331-357 なお, 初出論文は「国立大学特別会計制度の史的考察」(経済論叢93, (4))と「帝国大学特別会計と演習林」(経済論叢93(5), 1964)である。
- 3) 小鹿勝利(1982): 演習林, 「北大百年史 通説」, 北海道大学編著, 801-815
- 4) 小鹿勝利(1985): 演習林経営に関する社会経済史的研究—北大中川地方演習林—, 北大演研報42(2), 221-442
- 5) 有永明人(1974): 林内殖民制度に関する研究—北大演習林の林内殖民制度—, 北大演研報31(2), 141-292
- 6) 札幌農学校(1890): 「札幌農学校一覽 従明治22年至明治23年」
- 7) 北海道大学(1982): 通史, 「北大百年史 通説」, 北海道大学, p1~486
- 8) 札幌農学校(1892): 「明治24年12月 札幌農学校一覽」
- 9) 北海道大学(1981): 「北大百年史 札幌農学校資料(二)」に所収の「875校則改正に付報告」
- 10) 前掲の9)に同じ, 「903札幌農学校拡張に関する意見書進達の件」に所収の「札幌農学校拡張意見書」
- 11) 文部省(1972): 「学制百年史」
- 12) 前掲の9)に同じ, 「939雨竜郡森林を農学校維持資金に編入の件」に所収

- 13) 北大北方資料室所蔵、札幌農学校資料の「財産維持資金」（番号の記載は二箇所あり、一個所では938番が939番に、もう一個所では914番が953番に訂正され、どちらが正しいのか判定しがたいので、番号は不明にしておく）に所収
- 14) 前掲の9）に同じ、「918森林科設置に付教授助教授定員改正の儀上申」に所収
- 15) 前掲の12）に同じ
- 16) 前掲の13）に同じ
- 17) 前掲の13）に同じ
- 18) 明治32年9月19日付けの内務次官小松原英太郎から文部次官奥田義人にあてた「文甲第6号の内」(前掲13)に同じ)
- 19) 明治32年11月22日付けの札幌農学校長から北海道庁殖民部長にあてた「本校森林仮引渡方照会」、明治32年11月28日付け北海道殖民部長から札幌農学校長にあてた親裁第78号、日付と宛先不明の札幌農秘第56号（前掲の13）に同じ）。
- 20) 前掲の13）に同じ
- 21) 前掲の13）に同じ
- 22) 前掲の12）に同じ
- 23) 前掲の13）に同じ、札幌農学校資料の「財産維持資金」に所収されている明治33年4月20日付けの文部大臣から内務大臣にあてられた文章（写しのためか、文書番号、件名が記載されていない。）を参照
- 24) 前掲の9）に同じ、「941基本林として森林二万町歩交付の儀稟請」の所収
- 25) 前掲の13）に同じ、札幌農学校資料の「財産維持資金」に所収
- 26) 前掲の13）に同じ
- 27) 前掲の23）に同じ
- 28) 北海道大学事務局経理部管財課所蔵の資料「土地建物」（表紙がない。）に所収
- 29) 前掲4）に札幌農学校の希望箇所が示されている。
- 30) 明治42年4月2日付け内務次官から文部次官にあてられた「内務省93文甲第20号の内」前掲の28）に同じ
- 31) 明治45年5月22日付け内務次官から文部次官にあてられた「内務省93文甲第20号」（前掲の28）に同じ
- 32) 大正2年11月3日付け東北帝国大学総長から農科大学にあてた「発第6156号」（前掲の28）に同じ
- 33) 前掲の28）に所収
- 34) 北海道(1953)：「北海道山林史」
- 35) 小関隆祺(1982)：北海道林業と北大、「北大百年史通説」、北海道大学、789-800
- 36) 前掲9）に同じ、「907札幌農学校卒業生の北海道拓殖に及ぼせる功績送付の件」に所収
- 37) 前掲9）に同じ、「909簡易林学科新設説明書送付の件」に所収の明治31年5月23日付け札幌農学校庶務課長心得から文部大臣官房会計課長にあてられた札幌農第57号「森林科新設に関する件」
- 38) 前掲9）に同じ、「919教授助教授定員改正の件（勅令105号）」
- 39) 前掲9）に同じ、「921森林科規程追加及び土木工学科規程改正の件稟申」に所収
- 40) 前掲39）に所収
- 41) 前掲9）に同じ、「939農学校の拡張に関する臨時費概算に付回答」に所収
- 42) 前掲9）に同じ、「943校則中改正の件許可」に所収
- 43) 前掲9）に同じ、「972校則中改正追加の件稟請」に所収
- 44) 北海道大学農学部附属演習林蔵
- 45) 原文は入手していない。
- 46) 小鹿勝利(1981)：中川演習林創設の頃、「北大演習林80年」、北大農学部演習林、75～79
- 47) 北海道大学経理部管財課資料「北海道大学国有財産沿革 雨龍演習林、苫小牧演習林、和歌山演習林」に所収
- 48) 山田博士(1981)：解説、前掲9）に所収、761～812
- 49) 前掲9）に同じ、「845校務規程制定の件」に所収
- 50) 東京帝国大学農学部附属演習林：東京帝国大学農学部附属演習林例規（大正10年12月）に所収
- 51) 前掲34）に所収 なお、同一の公文書が前掲の50）に「北海道森林の内試験林として農科大学に要求する理由」という題名が付されて掲載されている。
- 52) 東京大学(1984)：「東京大学百年史 資料一」に所収
- 53) 京都大学(1967)：「京都大学七十年史」
- 54) 九州大学(1989)：「九州大学七十五年史 資料編上巻」に所収の「過ぎし廿五年を語る記念座談会」（昭和11年11月6日付け九州帝国大学新聞第156号）
- 55) 東京大学(1986)：「東京大学百年史 資料三」に所収
- 56) 天野郁夫(1993)：「旧専門学校制度論」
- 57) 国立教育研究所(1974)：「日本近代教育百年史4、学校教育（2）」
- 58) 戸沢俊治(1973)：「樹林帯一岩手大学林学科七十年回顧一」
- 59) 鹿児島大学農学部(1952)：「あらた学園四十年誌一鹿児島高等農林学校から鹿児島大学農学部へ一」

Abstract

The Experimental Forests of Hokkaido University were founded when Sapporo Agricultural College, the former institute of Hokkaido University, was operated. The Experimental Forests were composed of "Basic Forests" and "Experimental Forests", both of those were a part of the Maintenance Fund to support the management of the college.

This report investigates the aims of two Forests' establishment by means of analyzing official documents appeared during the founding period of those Forests, and contrasts them with the experimental forests of other high educational institutes, in order to show the implication of the co-existence of the two Forests.

Three points should be emphasized:

(1) After a crisis caused by the fact that Sapporo Agricultural College was put under the administration of the Ministry of Education, the college could extend with new special education facilities. This extension was made possible by following factors:

(a) The college's occupancy of an important position within a context of higher educational scheme newly developed by the Ministry of Education, (b) Renowned achievements having done by the college, (c) Educational training for experts offered by the college to support the policy of Hokkaido development, and (d) The existence of Maintenance Fund belonging to the college.

(2) The Basic Forests were founded to be a part of the Maintenance Fund to support the management of the college. Along with the Basic Forests, the possession of agricultural fields was the main financial source of the college equipped with the new special education facilities.

(3) Unlike the Basic Forests, which were established for the financial sources of the college, the Experimental Forests were founded only to facilitate the research and education related to forestry and forest matters.

Key words : Sapporo agricultural college, Imperial university, Maintenance fund, Basic forest, Experimental forest